

萩 情 審 第 7 号

平成31年3月25日

萩市農業委員会

会長 片岡 兼雄 様

萩市情報公開審査会

会長 長谷 義明

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年12月10日萩農委第107号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成30年9月11日付けで審査請求人から提起された平成30年7月31日付け萩農委第52号による部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

1 審査会の結論

萩市農業委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が平成30年7月31日付け萩農委第52号で行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、全部開示することを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求の理由について、本件処分によって不開示とされた利用権を設定する者以外の権原者の同意の欄に、土地登記簿の記載者と異なる者が記載されているため、当該不開示部分を開示するよう求める旨主張する。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 開示文書について

本件処分に係る情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）により開示を求められた文書（以下「本件開示文書」という。）は、農地の利用権設定等申出書であり、当該文書は、農地の所在地、面積等並びに利用権の設定に係る貸付人、借受人及び利用権を設定する者以外の権原者の個人に関する事項を主な内容とする。

(2) 本件処分について

本件処分において不開示とした部分は、当該文書のうち、貸付人の印影、借受人の氏名、住所、生年月日及び印影並びに利用権を設定する者以外の権原者の氏名、住所及び印影であり、いずれも萩市情報公開条例（以下「条例」という。）第8条第3号の規定に基づく不開示決定によるものである。なお、貸付人の氏名及び住所並びに一部の利用権を設定する者以外の権原者の氏名及び住所

は、その開示について、当該個人情報の本人の同意があったため、本件処分において開示を行っている。

(3) 条例第8条第3号の該当性について

本件処分における不開示部分は、前号に記載のとおり全て個人に関する事項で、かつ、開示について当該個人情報の本人の同意を得ることができなかったものであることから、条例第8条第3号に該当することは自明である。

(4) 平成30年10月5日の裁決について

本件審査請求に伴い、不開示部分に係る個人情報の本人に、開示について同意する意向の有無を再度確認したところ、借受人の氏名、住所及び生年月日並びに利用権を設定する者以外の権原者の氏名について、情報開示の同意があった。このため、平成30年10月5日に、裁決により本件処分の一部を取り消し、不開示部分のうち当該同意があった部分を開示する処分を行った。その余の部分については、個人情報の本人の同意がないため、引き続き不開示とし、その理由及び根拠規定への該当性は第2号及び前号記載のとおりである。

4 審査請求人の意見陳述の概要

審査請求人は、意見書及び陳述書の記載に沿って、審査請求人の在職時から現在に至るまでの経緯、本件開示請求に係る農地の利用権設定等における関係機関との協議内容及び実施機関との調停の経過等について陳述した。

5 審査会の判断理由

(1) 本件開示文書について

本件開示文書は、利用権設定等申出書（兼農用地利用集積計画書）であるところ、実施機関は、その一部が条例第8条第3号に該当するとして、当該部分を不開示とする本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分を取り消し、不開示とされた部分の全部開示を求める審査請求を行った。これを受け、実施機関は、不開示とした個人に関する事項に係る当該本人の意思を確認した上で、当該本人の同意を得られた事項に限って本件処分により不開示とした部分の一部を開示し、その余の部分（以下「本件不開示部分」という。）については、条例第8条第3号に該当するため、なお不開示とした。

以下、本件開示文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件不開示部分の条例第8条第3号該当性について

本件不開示部分は、利用権設定等申出書（兼農用地利用集積計画書）の記載事項のうち、貸付人の印影、借受人の印影並びに利用権を設定する者以外の権原者の住所及び印影である。

ア 本件不開示部分のうち、印影については、条例第8条第3号前段に規定する個人に関する事項であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。当該部分の条例第8条第3号ただし書該当性について検討すると、個人の印影については、これが押された文書の真正を示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として、氏名とは異なる独自の意味や重要な価値を有しているというべきであり、本件開示文書において、印影に係る氏名が明らかにされているからといって、当該印影が法令等の規定により、又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されているものとは認められないため、条例第8条第3号ただし書アには該当しない。また、当該部分が同号ただし書イからエまでの規定に該当すると認めるべき事情も存しない。さらに、印影は、その全体が個人を識別し得る情報に該当するため、条例第9条第1項の規定による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、条例第8条第3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 本件不開示部分のうち、利用権を設定する者以外の権原者の住所については、氏名と一体として、条例第8条第3号前段に規定する個人に関する事項であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。当該部分の条例第8条第3号ただし書該当性について検討すると、農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第19条において、これを定めたときは公告しなければならない旨規定されているが、農用地利用集積計画には、利用権を設定する者以外の権原者に係る記載はなく、その住所は公告されていないのであり、農用地利用集積計画に利用権を設定する者以外の権原者に係る記載も公告もされてはいないことを不合理である

とする特段の事情は認められない。そのため、当該部分は、法令等の規定により、又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されているものとは認められず、同号ただし書アには該当しない。また、当該部分が同号ただし書イからエまでの規定に該当すると認めるべき事情も存しない。さらに、当該部分は、氏名と一体として特定の個人を識別し得る情報であり、条例第9条第1項の規定による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、条例第8条第3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記2のとおり、本件開示文書における利用権を設定する者以外の権原者の同意の欄に土地登記簿における記載者と異なる者が記載され不実であるので、当該不開示部分の全部開示をしないことは不当であると主張するところ、かかる審査請求人の主張は、同人の意見書、陳述書及び意見陳述等の各内容を十分に斟酌しても、当審査会の上記判断を左右するものとは認められない。

(4) 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件不開示部分は、条例第8条第3号に該当すると認められるので、本件開示文書につき、本件不開示部分を同号に該当するとして不開示とした決定については、妥当であると判断した。